

第219回 岐阜県都市計画審議会 議案・結果一覧

| 議案番号 | 議案名 | 市町名 | 内 容 | 決定機関等 | 審議結果 |
|------|--|-----|---|-----------------|------------|
| 1 | 本巣都市計画道路の変更について | 本巣市 | <p>■3・4・1 長良糸貫線</p> <p>○区域変更 L=約300m、W=26.8m→16m</p> <p>○交差構造変更 樽見鉄道と立体交差→平面交差</p> | 岐阜県 | 原案を適当と認める。 |
| 2 | 土岐都市計画道路の変更について | 土岐市 | <p>■3・5・7 高山下肥田線</p> <p>○区域の変更 交差点区域の変更(右折レーンの整備に伴う変更) 幅員 交差点部W=12m→15m(L=210m)</p> <p>■3・5・8 環状線</p> <p>○区域の変更 路線の一部廃止に伴う終点位置の変更 終点 土岐市泉寺田町3丁目→土岐市肥田町浅野字トチモト 路線延長 L=約14,880m→約13,650m</p> <p>■3・5・13 三共線</p> <p>○区域の変更 3・5・8号環状線の一部廃止に伴う終点位置の変更 終点 土岐市肥田町浅野字高根→土岐市肥田町浅野字トチモト 路線延長 L=約880m →約330m</p> <p>○構造の変更 標準幅員の変更 W=12m→14m</p> | 岐阜県 | 原案を適当と認める。 |
| 3 | 高山都市計画道路の変更について | 高山市 | <p>■3・5・4 国分寺松之木線</p> <p>○区域の変更 交差点隅切りの廃止</p> | 岐阜県 | 原案を適当と認める。 |
| 4 | 土岐都市計画区域のうち土岐市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について | 土岐市 | <p>土岐都市計画用途地域の変更(土岐市決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更</p> <p><区域面積></p> <p>Ⅲ 約9,457ha →約9,447ha(約10ha減)</p> | 特定行政庁 ：岐阜県知事 | 原案を適当と認める。 |

| | | | | | |
|---|--|-----|---|-------------------------|------------------------|
| 5 | 高山都市計画区域のうち高山市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について | 高山市 | <p>高山都市計画用途地域の変更（高山市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更</p> <p><区域面積></p> <p>Ⅲ 約17,834ha →約17,837ha（約3ha増）</p> | <p>特定行政庁 ：岐阜県知事</p> | <p>原案を適当と認める。</p> |
| 6 | 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について | 海津市 | <p>廃プラスチック類の破碎を行うその他処理施設の新設を行うもの。</p> <p>破碎施設（11時間）</p> <p>廃プラスチック類 14.52t/日</p> <p>敷地面積 3,729.85m²</p> | <p>特定行政庁 ：岐阜県知事</p> | <p>都市計画上支障がないと認める。</p> |